記者発表資料

令和元年　９月２０日
国土交通省東北地方整備局
能代河川国道事務所

東北では初めての公募型砂利等採取！
～米代川の河川砂利等の採取希望者を公募します。～

能代河川国道事務所では、河川管理上支障が生じている米代川の土砂堆積箇所等において、必要な河道断面を確保するとともに砂利等の有効活用を図るため、公募により希望者に砂利等を採取していただく取り組みを東北では初めて実施します。

※砂利等の採取にあたっては、河川法第２５条の許可を申請して頂く必要があります。

【補足事項】

①採取した砂利等は、コンクリート骨材に限らず、埋土、盛土、敷地の造成等に利用できます。
②出水期間中でも、適切な措置を講じることで砂利等の採取が可能です。
③応募にあたっては、砂利採取業の登録をしていることが条件となります。

【目的】

・国土交通省として取り組んでいる「河川の規制緩和等を進め、地域の建設業を支えます。～砂利採取の規制緩和を拡大し、河川砂利の有効活用を促進～」（平成29年7月4日プレスリリース）の取り組みの一環として、より幅広いニーズに対応するための取り組みとして実施するものです。

国土交通省ホームページよりhttps://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000053.html

〇公募名称　能代河川国道事務所管内河川区域内砂利等採取

〇採取箇所　秋田県能代市朴瀬地先（米代川右岸米代新橋上流）～
秋田県大館市山館地先（米代川右岸扇田橋下流）
別添図面（採取区域は河川砂利等採取場所位置図）のとおり

〇採取時期　令和元年10月30日から令和2年6月30日まで

〇公募期間　令和元年　9月20日から令和元年10月　4日まで

〇応募方法　能代河川国道事務所ホームページから申込様式をダウンロードするか、能代河川国道事務所河川管理課にて配布します。
公募説明書をご確認の上、所定の応募様式に必要事項を記載してお申し込みください。

※能代河川国道事務所ホームページ　http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/
ホームページ内にバナーがあります。 → 河川区域内の 砂利等採取希望者公募
http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/oshirase/jyari_saisyu/main.html

〇応募先　東北地方整備局　能代河川国道事務所【河川管理課】
〒016－0121　秋田県能代市鰄渕字一本柳97－1
電話　0185－70－1246

＜発表記者会：秋田県県政記者会、能代市記者クラブ、
北秋田市記者クラブ、大館市記者クラブ＞

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　能代河川国道事務所
TEL　0185－70－1246（河川管理課）
副所長（河川）　三浦（ミウラ）　猛（タケシ）　（内線204）
河川管理課長　岸野（キシノ）　実（ミノル）　（内線331）

河川砂利等採取場所位置図 【米代川(秋田県)】　別添図面



朴瀬地区
河川距離標:9.2km～10.0km
採取可能量:約76千m3

二ツ井右岸地区
河川距離標:26.6km～28.2km
採取可能量:約179千m3

坊沢地区
河川距離標:40.6km～41:0km
採取可能量:約28千m3

鷹巣左岸地区、舟場地区
河川距離標:41.4km～42.4km
採取可能量:約98千m3

蟹沢地区
河川距離標:39.0km～40.4km
採取可能量:約76千m3

長坂地区
河川距離標:51.6km～54.4km
採取可能量:約230千m3

扇田地区
河川距離標:67.2km～67.8km
採取可能量:約2千m3

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。【承認番号 令1東複、第24号】

:直轄河川管理区間